



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月30日(木曜日)号外 第21号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1		○公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則…………… (医療業務課) 16
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 12		○調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 18
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 13		○宮崎県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則…………… (森林経営課) 19
		○県立農業大学校規則の一部を改正する規則…………… (農業経営支援課) 19
		○物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (物品管理調達課) 21

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第13号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節～第13節 [略]</p> <p>第14節 <u>看護大学(第122条-第125条)</u></p> <p>第15節～第24節 [略]</p> <p>第24節の2・第24節の3 [略]</p> <p>第25節～第52節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">局</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>フードビジネス推進課</u> 生活・協働・男女参画課 <u>文化文教課</u> 人権同和对策課 情報政策課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉保健部</td> <td></td> <td>福祉保健課 医療業務課 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福</td> </tr> </tbody> </table>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>フードビジネス推進課</u> 生活・協働・男女参画課 <u>文化文教課</u> 人権同和对策課 情報政策課	[略]			福祉保健部		福祉保健課 医療業務課 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節～第13節 [略]</p> <p>第14節 <u>削除</u></p> <p>第15節～第24節 [略]</p> <p><u>第24節の2 動物愛護センター(第154条の2・第154条の3)</u></p> <p><u>第24節の3・第24節の4</u> [略]</p> <p>第25節～第52節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">局</th> <th style="text-align: center;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>産業政策課</u> 生活・協働・男女参画課 <u>みやざき文化振興課</u> 人権同和对策課 情報政策課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉保健部</td> <td></td> <td>福祉保健課 <u>指導監査・援護課</u> 医療業務課 国民健康保険課 長</td> </tr> </tbody> </table>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>産業政策課</u> 生活・協働・男女参画課 <u>みやざき文化振興課</u> 人権同和对策課 情報政策課	[略]			福祉保健部		福祉保健課 <u>指導監査・援護課</u> 医療業務課 国民健康保険課 長
部	局	課																							
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>フードビジネス推進課</u> 生活・協働・男女参画課 <u>文化文教課</u> 人権同和对策課 情報政策課																							
[略]																									
福祉保健部		福祉保健課 医療業務課 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福																							
部	局	課																							
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 <u>産業政策課</u> 生活・協働・男女参画課 <u>みやざき文化振興課</u> 人権同和对策課 情報政策課																							
[略]																									
福祉保健部		福祉保健課 <u>指導監査・援護課</u> 医療業務課 国民健康保険課 長																							

	社課 衛生管理課 健康増進課
[略]	
[略]	
商工観光労働部	商工政策課 産業振興課 雇用労働政策課
[略]	

(課内室の設置)

第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
秘書広報課	[略]
総務課	[略]
福祉保健課	法人指導・援護室
医療薬務課	薬務対策室 看護大学法人化準備室
[略]	
環境森林課	[略]
[略]	
産業振興課	産業集積推進室
観光推進課	記紀編さん記念事業推進室
[略]	
農業連携推進課	ブランド・流通対策室
[略]	
水産政策課	[略]

(フードビジネス推進課)

第 9 条の 4 フードビジネス推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) フードビジネスの推進に関すること。
- (2) 産学官連携の推進に関すること。

(文化文教課)

第 9 条の 6 文化文教課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) [略]

(福祉保健課)

第 24 条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査及びその総合調整に関すること。
- (6)～(10) [略]
- (11) 旧軍人軍属に関すること。
- (12) 戦傷病者、戦没遺族等の援護に関すること。
- (13)～(17) [略]

2 法人指導・援護室においては、前項第 5 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる事務を分掌する。

	寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課
[略]	
[略]	
商工観光労働部	商工政策課 企業振興課 雇用労働政策課
[略]	

(課内室の設置)

第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
秘書広報課	[略]
みやざき文化振興課	記紀編さん記念事業推進室
総務課	[略]
医療薬務課	薬務対策室
[略]	
環境森林課	[略]
自然環境課	自然公園室
[略]	
企業振興課	食品・メディカル産業推進室
[略]	
農業連携推進課	みやざきブランド推進室
[略]	
水産政策課	[略]
漁村振興課	漁港漁場整備室

(産業政策課)

第 9 条の 4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 産業政策の企画推進に関すること。
- (2) 産業人材の育成及び産学官連携の推進に関すること。

(みやざき文化振興課)

第 9 条の 6 みやざき文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) [略]

(10) 記紀編さん記念事業に関すること。

2 記紀編さん記念事業推進室においては、前項第 10 号に掲げる事務を分掌する。

(福祉保健課)

第 24 条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]

- (5)～(9) [略]

- (10)～(14) [略]

(指導監査・援護課)

第 24 条の 2 指導監査・援護課の分掌事務は、次のとおりとする。

(医療業務課)

第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 看護大学に関すること。

2 [略]

3 看護大学法人化準備室においては、第1項第13号に掲げる事務のうち宮崎県地方独立行政法人評価委員会に関する事務及び同項第14号に掲げる事務のうち地方独立行政法人化に関する事務を分掌する。

(衛生管理課)

第29条 衛生管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

(15) 食肉衛生検査所に関すること。

(こども政策課)

第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 児童扶養手当に関すること。

(5)～(7) [略]

(こども家庭課)

第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(11) [略]

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自然保護に関すること。

(2)～(12) [略]

(産業振興課)

第40条 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 鉱工業振興対策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 中小企業の情報化の推進に関すること。

(3) 中小企業の取引の振興に関すること。

(4)～(6) [略]

(7) 工業技術の開発及び利用の支援に関すること。

(8) [略]

(9) 新規事業への進出の支援に関すること。

(10)～(13) [略]

2 産業集積推進室においては、前項第10号から第12号までに掲げる事務を分掌する。

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) コンベンション誘致の推進に関すること。

(7) ロケーション誘致の推進に関すること。

(8) [略]

(9) 記紀編さん記念事業に関すること。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査及びその総合調整に関すること。

(2) 旧軍人軍属に関すること。

(3) 戦傷病者、戦没遺族等の援護に関すること。

(医療業務課)

第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 公立大学法人宮崎県立看護大学に関すること。

2 [略]

(衛生管理課)

第29条 衛生管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

(15) 食肉衛生検査所及び動物愛護センターに関すること。

(こども政策課)

第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4)～(6) [略]

(こども家庭課)

第32条 こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 児童扶養手当に関すること。

(5)～(12) [略]

(自然環境課)

第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自然環境の保護と創出に関すること。

(2)～(12) [略]

2 自然公園室においては、前項第1号、第2号、第5号及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(企業振興課)

第40条 企業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 中小企業の成長促進対策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 中小企業の取引の振興に関すること。

(3) 鉱工業の振興に関すること。

(4)～(6) [略]

(7) 工業技術及び情報通信技術の開発及び利用の支援に関すること。

(8) [略]

(9)～(12) [略]

2 食品・メディカル産業推進室においては、前項第9号から第11号までに掲げる事務を分掌する。

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) MICE誘致の推進に関すること。

(7) DMOの推進に関すること。

(8) [略]

<p>(10)・(11) [略]</p> <p>2 <u>記紀編さん記念事業推進室</u>においては、<u>前項第9号</u>に掲げる事務を分掌する。 (農政企画課)</p> <p>第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>農水産業技術の総合調整</u>に関すること。 (3)~(9) [略] (10) <u>農林振興局及び総合農業試験場</u>に関すること。 (11)・(12) [略]</p> <p>2 <u>新農業戦略室</u>においては、<u>前項第5号から第7号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (農業連携推進課)</p> <p>第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略]</p> <p>(2)~(8) [略]</p> <p>2 <u>ブランド・流通対策室</u>においては、<u>前号第6号から第8号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (農業経営支援課)</p> <p>第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(8) [略] (9) <u>植物防疫及び農薬</u>に関すること。 (10) <u>土壌、肥料及び農業機械</u>に関すること。 (11)~(14) [略] (15) <u>農業大学校及び農業科学公園並びに病害虫防除・肥料検査センター</u>に関すること。</p> <p>2 <u>農地対策室</u>においては、<u>前項第12号から第14号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (漁村振興課)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>(用地対策課)</p> <p>第63条 用地対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(4) [略] (5) <u>不動産鑑定士</u>に関すること。 (6)・(7) [略] (砂防課)</p> <p>第68条 砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理</u>に関すること。 (2)・(3) [略] (都市計画課)</p> <p>第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(5) [略] (6) <u>県土美化</u>の推進に関すること。 (7)~(14) [略] (所掌事務)</p> <p>第77条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(9)・(10) [略]</p> <p>(農政企画課)</p> <p>第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2)~(8) [略] (9) <u>農林振興局</u>に関すること。 (10)・(11) [略]</p> <p>2 <u>新農業戦略室</u>においては、<u>前項第4号から第6号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (農業連携推進課)</p> <p>第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>農水産業技術の総合調整</u>に関すること。 (3) <u>植物防疫及び農薬</u>に関すること。 (4) <u>土壌及び肥料</u>に関すること。 (5)~(11) [略] (12) <u>総合農業試験場及び病害虫防除・肥料検査センター</u>に関すること。</p> <p>2 <u>みやざきブランド推進室</u>においては、<u>前項第6号から第9号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (農業経営支援課)</p> <p>第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(8) [略] (9) <u>農業機械</u>に関すること。 (10)~(13) [略] (14) <u>農業大学校及び農業科学公園</u>に関すること。</p> <p>2 <u>農地対策室</u>においては、<u>前項第11号から第13号</u>までに掲げる事務を分掌する。 (漁村振興課)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 <u>漁港漁場整備室</u>においては、<u>前項第5号、第7号及び第8号</u>に掲げる事務を分掌する。 (用地対策課)</p> <p>第63条 用地対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(4) [略] (5) <u>不動産鑑定業</u>に関すること。 (6)・(7) [略] (砂防課)</p> <p>第68条 砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定及び管理</u>に関すること。 (2)・(3) [略] (都市計画課)</p> <p>第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(5) [略] (6) <u>美しい宮崎づくり</u>の推進に関すること。 (7)~(14) [略] (所掌事務)</p> <p>第77条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。</p>
---	---

- (1)～(3) [略]
- (4) 観光、コンベンション、移住等の誘致に関すること。
- (5)～(7) [略]
- (所掌事務)

第80条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 観光、コンベンション、移住等の誘致に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (所掌事務)

第83条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 観光、コンベンション、移住等の誘致に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (名称、位置及び所管区域)

第 102条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障がい者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	[略]	宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡(都城市、小林市、西都市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡及び児湯郡については、 <u>社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務に限る。</u> )	[略]
宮崎県南部福祉子どもセンター	[略]	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 (それぞれ社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務を除く。)	[略]
宮崎県北部福祉子どもセンター	[略]	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡(西臼杵郡については、 <u>社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務に限る。</u> )	[略]

2 [略]  
(名称、位置及び所管区域)

第 105条 宮崎県行政機関設置条例第 4 条第 1 項の規定により設置された福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県児湯福祉事務所	[略]	西都市 児湯郡(それぞれ社会福祉施設及び事業者の検査に関する事務を除く。)

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 観光、MICE、移住等の誘致に関すること。
- (5)～(7) [略]
- (所掌事務)

第80条 大阪事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 観光、MICE、移住等の誘致に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (所掌事務)

第83条 福岡事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 観光、MICE、移住等の誘致に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (名称、位置及び所管区域)

第 102条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障がい者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	[略]	宮崎市 日南市 串間市 東諸県郡	[略]
宮崎県南部福祉子どもセンター	[略]	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	[略]
宮崎県北部福祉子どもセンター	[略]	延岡市 日向市 東臼杵郡	[略]

2 [略]  
(名称、位置及び所管区域)

第 105条 宮崎県行政機関設置条例第 4 条第 1 項の規定により設置された福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県児湯福祉事務所	[略]	西都市 児湯郡

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]  
 衛生環境課  
 (1)～(22) [略]  
 (23) 動物の飼養及び保管に関すること。  
 (24)～(27) [略]  
 第14節 看護大学  
 (設置)  
 第 122条 本県内の看護水準の質的向上を図るため、看護大学を置く。  
 (名称及び位置)  
 第 122条の 2 看護大学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県立看護大学	宮崎市まなび野 3 丁目 5 番地 1

(所掌事務)  
 第 123条 看護大学の所掌事務は、次のとおりとする。  
 (1) 高い資質を備えた看護職者の育成に関すること。  
 (2) 看護の分野における研究及び研修に関すること。  
 (内部組織)  
 第 124条 看護大学に、事務局を置く。  
 2 前項に規定する事務局に総務課を置く。  
 (分掌事務)  
 第 125条 前条第 2 項に規定する総務課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 総務課  
 (1) 庶務一般に関すること。  
 (2) 校務の企画及び総合調整に関すること。  
 (3) 教授会に関すること。  
 (4) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。  
 (5) 学生の募集に関すること。  
 (6) 教育課程及び授業計画に関すること。  
 (7) 学生の厚生補導に関すること。  
 (8) 学生の諸証明に関すること。  
 (9) 附属図書館に関すること。  
 (所掌事務)  
 第 154条 [略]

第24節の 2・第24節の 3 [略]  
 (名称、位置及び所管区域)

[略]  
 衛生環境課  
 (1)～(22) [略]  
 (23) 動物の愛護及び管理に関すること (中央保健所を除く。)  
 (24)～(27) [略]  
 第14節 削除  
 第 122条から第 125条まで 削除

(所掌事務)  
 第 154条 [略]  
 第24節の 2 動物愛護センター  
 (名称、位置及び所管区域)  
 第 154条の 2 宮崎県行政機関設置条例第 6 条第 1 項の規定により設置された動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
宮崎県動物愛護センター	宮崎市清武町木原4543番地 8	宮崎県

2 前項の規定にかかわらず、法第 153条第 1 項の規定により、知事が宮崎県動物愛護センターの長に委任した事務に係る所管区域は、宮崎市及び東諸県郡とする。  
 (所掌事務)  
 第 154条の 3 動物愛護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 動物の愛護及び管理に関すること。  
 (2) 狂犬病予防に関すること。  
 第24節の 3・第24節の 4 [略]  
 (名称、位置及び所管区域)

第 161条 宮崎県行政機関設置条例第 6 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 189条 宮崎県行政機関設置条例第 7 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(駐在所)

第 193条 宮崎県行政機関設置条例第 12 条の規定により、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

[略]

(内部組織)

第 202条 農業大学校に、総務課及び農学部を置く。

(分掌事務)

第 202条の 2 前条に規定する総務課及び農学部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(6) [略]

(7) 農学部の主管に属さないこと。

農学部

(1) 部に属する教育に関すること。

(2) 部に属する生活指導に関すること。

(3) 農場の経営計画及び管理に関すること。

(4) 生産教育実習施設の運営に関すること。

(5) 部に属する農業の調査研究に関すること。

(6) 学生の保健衛生に関すること。

(7) 資格取得研修等に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第 203条 宮崎県行政機関設置条例第 8 条の規定により設置された病虫害防除所（以下「病虫害防除・肥料検査センター」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

[略]

(名称、位置及び管轄区域)

第 212条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 237条 宮崎県行政機関設置条例第 10 条第 1 項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

第 161条 宮崎県行政機関設置条例第 7 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 189条 宮崎県行政機関設置条例第 8 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(駐在所)

第 193条 宮崎県行政機関設置条例第 13 条の規定により、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

[略]

(内部組織)

第 202条 農業大学校に、次の課及び学科を置く。

総務課

教務学生課

農学科

畜産学科

(分掌事務)

第 202条の 2 前条に規定する課及び学科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(6) [略]

(7) 教務学生課並びに農学科及び畜産学科の主管に属さないこと。

教務学生課

(1) 教科指導、生活指導及び進路指導の総括に関すること。

(2) 学生の募集及び入学試験に関すること。

(3) 教育課程及び授業計画に関すること。

(4) 農業機械の教育指導及び管理に関すること。

(5) 校内の環境美化に関すること。

(6) 学生の保健衛生に関すること。

(7) 学生の資格取得、研修等の総括に関すること。

農学科及び畜産学科

(1) 教科指導、生活指導及び進路指導に関すること。

(2) 農場の経営計画及び管理に関すること。

(3) 生産教育実習施設の運営に関すること。

(4) 農業の調査研究に関すること。

(5) 学生の資格取得、研修等の指導に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第 203条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された病虫害防除所（以下「病虫害防除・肥料検査センター」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

[略]

(名称、位置及び管轄区域)

第 212条 宮崎県行政機関設置条例第 10 条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 237条 宮崎県行政機関設置条例第 11 条第 1 項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(内部組織)

第 239 条 [略]

2～5 [略]

6 宮崎県行政機関設置条例第12条の規定により、西都土木事務所及び日向土木事務所に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 248 条 宮崎県行政機関設置条例第11条第1項の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県医療審議会	医療法（昭和23年法律第 205号）第71条の 2 第 1 項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項その他同法の規定によりその権限に属する事項の調査審議に関する事務	[略]
[略]		

(交通・地域安全対策監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
農政水産部	農業改良対策監 漁港整備対策監	[略] 上司の命を受けて、漁港及び漁村の環境整備並びに海岸保全対策の総合調整に関する事務を掌理する。
[略]		

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
衛生環境研究所	[略]
看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館長 看護研究・研修センター長 教授 准教授 講師 助教 助手 事務局長 課長
[略]	
食肉衛生検査所	所長 副所長 衛生管理指導主幹 主任
[略]	
農業大学校	校長 副校長 (2 人) 部長 課長 教授

[略]

(内部組織)

第 239 条 [略]

2～5 [略]

6 宮崎県行政機関設置条例第13条の規定により、西都土木事務所及び日向土木事務所に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 248 条 宮崎県行政機関設置条例第12条第1項の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

[略]

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県医療審議会	医療法（昭和23年法律第 205号）第72条第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項その他同法の規定によりその権限に属する事項の調査審議に関する事務	[略]
[略]		

(交通・地域安全対策監等)

第 265 条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
農政水産部	農業改良対策監	[略]
[略]		

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
衛生環境研究所	[略]
[略]	
食肉衛生検査所	所長 副所長
動物愛護センター	所長 主任
二	
[略]	
農業大学校	校長 副校長 (2 人) 課長 学科長 教



准教授		授 准教授	
[略]		[略]	
(職務)		(職務)	
第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。		第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。	
職	職 務	職	職 務
所長、院長、支庁長、校長、寮長、園長、学長、場長及び局長	[略]	所長、院長、支庁長、校長、寮長、園長、場長及び局長	[略]
[略]		[略]	
副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長及び副場長	所長、院長、支庁長、校長、園長、学長、場長又は局長を補佐する（2人以上の副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長、副学長又は副場長（以下「副所長等」という。）を置く場合の各副所長等の職務の担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。）。	副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長及び副場長	所長、院長、支庁長、校長、園長、場長又は局長を補佐する（2人以上の副所長、次長、副院長、教頭、副校長、副園長又は副場長（以下「副所長等」という。）を置く場合の各副所長等の職務の担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。）。
学部長	上司の命を受けて、学部に属する事務を掌理する。	事務長	上司の命を受けて、事務部に属する事務を処理する。
学生部長	上司の命を受けて、学生の厚生補導に関する事務を掌理する。	[略]	
研究科長	上司の命を受けて、研究科に属する事務を掌理する。	駐在所長	[略]
附属図書館長	上司の命を受けて、附属図書館に属する事務を掌理する。	教授	看護大学にあっては、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 農業大学校にあっては、上司の命を受けて教務の事務を処理する。
看護研究・研修センター長	上司の命を受けて、看護研究・研修センターに属する事務を掌理する。	[略]	
事務局長及び事務長	上司の命を受けて、事務局又は事務部に属する事務を処理する。	教務主幹	自治学院及び消防学校にあっては、上司の命を受けて、教務の事務を処理する。
[略]		衛生管理指導主幹	上司の命を受けて、食肉及び食鳥肉の処理に係る衛生の管理及び指導に関する事務を処理する。
駐在所長	[略]	[略]	
教授	看護大学にあっては、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 農業大学校にあっては、上司の命を受けて教務の事務を処理する。	准教授	看護大学にあっては、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 農業大学校にあっては、上司の命を受けて、教務の事務を処理する。
[略]		[略]	
教務主幹	自治学院及び消防学校にあっては、上司の命を受けて、教務の事務を処理する。	講師	[略]
衛生管理指導主幹	上司の命を受けて、食肉及び食鳥肉の処理に係る衛生の管理及び指導に関する事務を処理する。	教官	[略]
[略]		[略]	
准教授	看護大学にあっては、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 農業大学校にあっては、上司の命を受けて、教務の事務を処理する。	[略]	
[略]		[略]	
講師	[略]	[略]	
教官	[略]	[略]	

助教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。		
助手	教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。		
[略]		[略]	
(主任主事等)		(主任主事等)	
第 277 条 第 271 条及び第 273 条から前条までに規定する職のほか、出先機関に、第 269 条の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。		第 277 条 第 271 条、第 273 条、第 275 条及び前条に規定する職のほか、出先機関に、第 269 条の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第63条第5号、第68条第1号、第102条第1項の表宮崎県南部福祉こどもセンターの項及び第277条の改正規定 公布の日
  - 第262条の表宮崎県医療審議会の項の改正規定 平成29年4月2日  
(看護大学授業料等の徴収に関する規則等の廃止)
- 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 看護大学授業料等の徴収に関する規則(平成8年宮崎県規則第49号)
  - 大学の学校医等の公務災害補償に関する規則(平成9年宮崎県規則第17号)  
(狂犬病予防法施行細則の一部改正)
- 狂犬病予防法施行細則(昭和25年宮崎県規則第111号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(書類の経由) 第5条 法、省令又はこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。	(書類の経由) 第5条 法、省令又はこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄保健所長又は動物愛護センター所長を経由しなければならない。

(職員の被服貸与規則の一部改正)

- 職員の被服貸与規則(昭和35年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	着用期間	貸与する職員の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	着用期間
勤務する機関	職員					勤務する機関	職員				
[略]						[略]					
保健所及び衛生環境研究所		[略]				保健所及び衛生環境研究所		[略]			
看護大学	研究実験の業務に従事する職員	白衣	1	1年		研究実験の業務に従事する職員	白衣	1	1年		
		白靴(看護学実習の業務に従事する職員に限る。)	1	1年			白靴(看護学実習の業務に従事する職員に限る。)	1	1年		
		白靴下(看護学実習の業務に従事する職員に限る。)	1	1年			白靴下(看護学実習の業務に従事する職員に限る。)	1	1年		
[略]						[略]					
食肉衛生検査所		[略]				食肉衛生検査所		[略]			
動物愛護センター	狂犬病予防員	白衣	1	1年		動物愛護センター	白衣	1	1年		
		夏作業服	1	2年			夏作業服	1	2年		
		冬作業服	1	2年			冬作業服	1	2年		
		ゴム長靴	1	1年			ゴム長靴	1	1年		
		夏作業服	1	2年			夏作業服	1	2年		

[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">管理業務 に従事す る職員</td> <td style="width: 30%;">冬作業服 ゴム長靴</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2年 1年</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	管理業務 に従事す る職員	冬作業服 ゴム長靴	1 1	2年 1年	
管理業務 に従事す る職員	冬作業服 ゴム長靴	1 1	2年 1年			

(宮崎県犬取締条例施行規則の一部改正)

- 5 宮崎県犬取締条例施行規則(昭和47年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第2号(第4条関係) [略] 保健所長 殿 宮崎県公安委員会 [略]	様式第2号(第4条関係) [略] 保健所長 動物愛護センター所長 殿 宮崎県公安委員会 [略]
様式第3号(第4条関係) [略] 保健所長 印	様式第3号(第4条関係) [略] 保健所長 印 動物愛護センター所長 印
様式第4号(第5条関係) [略] 保健所長 印	様式第4号(第5条関係) [略] 保健所長 印 動物愛護センター所長 印
様式第5号(第5条関係) [略] 保健所長 殿 [略]	様式第5号(第5条関係) [略] 保健所長 殿 動物愛護センター所長 殿 [略]

(旅費の支払事務に関する規則の一部改正)

- 6 旅費の支払事務に関する規則(平成元年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表第1(第2条、第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 50%;">部局及び出先機関名</th> <th style="width: 50%;">部局名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県日向食肉衛生検査所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	部局及び出先機関名	部局名	[略]	[略]	宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]	[略]	[略]	別表第1(第2条、第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 50%;">部局及び出先機関名</th> <th style="width: 50%;">部局名</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県日向食肉衛生検査所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県動物愛護センター</td> <td>衛生管理課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	部局及び出先機関名	部局名	[略]	[略]	宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]	宮崎県動物愛護センター	衛生管理課	[略]	[略]
部局及び出先機関名	部局名																		
[略]	[略]																		
宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]																		
[略]	[略]																		
部局及び出先機関名	部局名																		
[略]	[略]																		
宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]																		
宮崎県動物愛護センター	衛生管理課																		
[略]	[略]																		

(宮崎県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

- 7 宮崎県動物の愛護及び管理に関する規則(平成14年宮崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録簿の閲覧) 第3条 知事は、登録簿を閲覧の用に供するため、動物取扱業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を福祉保健部衛生管理課内及び保健所内に置く。 2～5 [略] 別記 様式第1号(第2条関係) [略]	(登録簿の閲覧) 第3条 知事は、登録簿を閲覧の用に供するため、動物取扱業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を福祉保健部衛生管理課内、保健所(中央保健所を除く。)内及び動物愛護センター内に置く。 2～5 [略] 別記 様式第1号(第2条関係) [略]

保健所	保健所・動物愛護センター
[略] 様式第 3 号 (第 6 条関係) [略] 宮崎県知事 殿 [略]	[略] 様式第 3 号 (第 6 条関係) [略] 保健所長 殿 動物愛護センター所長 [略]

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する法人を定める規則 (平成22年宮崎県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人)</p> <p>第 1 条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 (平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。) 第 2 条第 1 号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>公益財団法人宮崎県国際交流協会</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社</u></p> <p>(8) <u>一般社団法人宮崎県林業公社</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>公益財団法人宮崎県産業振興機構</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) <u>一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会</u></p> <p>(15) <u>一般社団法人宮崎県家畜改良事業団</u></p> <p>(16) <u>一般社団法人宮崎県酪農公社</u></p> <p>(17)・(18) [略]</p> <p>(19)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団</u></p> <p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人に準じて取り扱う必要がある法人)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定するその業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって前条に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるものとして知事等が別に定めるものは、<u>社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団</u>とする。</p>	<p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人)</p> <p>第 1 条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 (平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。) 第 2 条第 1 号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>公立大学法人宮崎県立看護大学</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>一般社団法人宮崎県林業公社</u></p> <p>(8) <u>公益財団法人宮崎県環境整備公社</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(12) <u>公益財団法人宮崎県国際交流協会</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>(16) <u>一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会</u></p> <p>(17) <u>一般社団法人宮崎県家畜改良事業団</u></p> <p>(18) <u>一般社団法人宮崎県酪農公社</u></p> <p>(19) <u>公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団</u></p> <p>(20)～(24) [略]</p> <p>(県の行政運営と密接に関連を有する法人に準じて取り扱う必要がある法人)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定するその業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって前条に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるものとして知事等が別に定めるものは、<u>次に掲げる法人</u>とする。</p> <p>(1) <u>社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団</u></p> <p>(2) <u>公益財団法人宮崎県産業振興機構</u></p>

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第15号

#### 宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語)	(用語)
第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) かい 歳出予算の令達を受けて歳出予算を執行し、及び歳入を収納する次に掲げる機関で知事が別に指定し、告示したものをいう。	(1) かい 歳出予算の令達を受けて歳出予算を執行し、及び歳入を収納する次に掲げる機関で知事が別に指定し、告示したものをいう。
ア [略]	ア [略]
イ 県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号） <u>第11条第1項</u> に規定する教育事務所及び同規則第14条に規定するスポーツ指導センター	イ 県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号） <u>第11条</u> に規定する教育事務所及び同規則第14条に規定するスポーツ指導センター
ウ～ケ [略]	ウ～ケ [略]
(2)～(10) [略]	(2)～(10) [略]
(出納機関の直接収納)	(出納機関の直接収納)
第44条 出納機関は、納入義務者から現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下本条において同じ。）を直接収納したときは、領収証を交付しなければならない。ただし、授業料、総合博物館観覧料及び美術館観覧料については授業料納入通知書及び観覧券への第231条第2項に規定する印章の押印をもって、 <u>大学入学試験手数料</u> については受験票の交付をもって、知事公舎に関する有償資料の <u>代金</u> についてはその資料の交付をもってこれに代えるものとする。	第44条 出納機関は、納入義務者から現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下 <u>この条</u> において同じ。）を直接収納したときは、領収証を交付しなければならない。ただし、授業料、総合博物館観覧料及び美術館観覧料については授業料納入通知書及び観覧券への第231条第2項に規定する印章の押印をもって、知事公舎に関する有償資料の <u>代金</u> についてはその資料の交付をもってこれに代えるものとする。
2～8 [略]	2～8 [略]
(予算執行の伺い及び合議等)	(予算執行の伺い及び合議等)
第54条 [略]	第54条 [略]
2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。	2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 需用費中食糧費（30万円を超える食糧費で茶菓料以外のものに限る。）	(2) 需用費中食糧費（30万円を超える食糧費で茶菓料以外のもの <u>及び別に定める額を超える食糧費で懇談に伴う会食に係るもの</u> に限る。）
(3)～(6) [略]	(3)～(6) [略]
(7) 負担金、補助及び交付金（負担金（契約に係るものを除く。）、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第2条に規定する補助金等に該当しない交付金及び次条に規定する建設事業等に該当するものを除く。）	(7) 負担金、補助及び交付金（負担金（契約に係るものを除く。）、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第2条第1項に規定する補助金等に該当しない交付金及び次条に規定する建設事業等に該当するものを除く。）
(8)～(13) [略]	(8)～(13) [略]
3～5 [略]	3～5 [略]
(資金前渡のできる経費の指定)	(資金前渡のできる経費の指定)
第61条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。	第61条 令第161条第1項第17号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>公社又は公団</u> に支払う経費	(2) 公社に支払う経費
(3) [略]	(3) [略]

(4) 郵便切手類の購入及び交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするもの

(5)～(11) [略]

(12) 講習会、協議会その他これに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

(13)～(17) [略]

(概算払のできる経費の指定等)

第66条 令第 162条第 6 号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

(1) 公社、公団に支払う経費

(2)～(6) [略]

2 [略]

(自動口座振替による支払)

第71条の2 令第 161条第 1 項第 8 号、第13号及び第14号に掲げる経費は、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。

(隔地払)

第77条の3 会計管理者は、隔地払をしようとするとき及びかいの出納員から隔地払決定の通知を受けたときは、債権者に隔地払通知書を送付しなければならない。この場合において、知事が特に指定したときは、郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいい、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)を営む郵便局(郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局をいう。)を含む。)払とすることができる。

(入札保証金)

第 100条 [略]

2 前項の入札保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 競争入札に参加しようとする者が国(公団等を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。以下同じ。)であるとき。

(契約保証金)

第 101条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 令第 167条の 5 及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結

(4) 日本放送協会に支払う受信料

(5) 収入印紙、収入証紙又は郵便切手類の購入に要する経費

(6) 運搬又は交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするもの

(7)～(13) [略]

(14) 講習会等受講料及び資格取得に要する経費で直接現金で支払う必要があるもの

(15) 協議会その他これに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

(16)～(20) [略]

(概算払のできる経費の指定等)

第66条 令第 162条第 6 号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

(1) 公社に支払う経費

(2)～(6) [略]

2 [略]

(自動口座振替による支払)

第71条の2 令第 161条第 1 項第 8 号、第13号及び第14号に掲げる経費並びに第61条第 4 号に掲げる経費は、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。

(隔地払)

第77条の3 会計管理者は、隔地払をしようとするとき及びかいの出納員から隔地払決定の通知を受けたときは、債権者に隔地払通知書を送付しなければならない。この場合において、知事が特に指定したときは、郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいい、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)を営む郵便局(日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局をいう。)を含む。)払とすることができる。

(入札保証金)

第 100条 [略]

2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 競争入札に参加しようとする者が国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第101条第2項第3号及び第8号並びに第138条第2項第1号において同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。以下同じ。))又は宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例(平成22年宮崎県条例第25号)第2条第1号及び第2号に規定する法人(以下「出資法人等」という。)であるとき。

(契約保証金)

第 101条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 令第 167条の 5 及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結

する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等とその工期等が2箇年を超えるもの）にあっては、完成期日が過去2箇年の間にあるものを2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)・(5) [略]

(6) [略]

(7) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(8) [略]

(検査員の一般的職務)

第 112条 [略]

2～5 [略]

6 検査員（知事から委託を受けた検査員を除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該契約代金の額が100万円未満のものについては、債権者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印してこれに代えることができる。

(見積書)

第 138条 [略]

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、見積書を省略することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。

(4)・(5) [略]

別表第2（第4条関係）かに置く出納員

出先機関名	職名
[略] 衛生環境研究所 看護大学 [略]	[略] 総務課長

別表第3（第7条関係）

本庁会計課の 出納員	[略]	[略]
	医療業務課の 金銭分任出納 員	[略]
	こども政策課 の金銭分任出 納員	児童扶養手当の過払等に係る 返還金の収納に関すること。
こども家庭課 の金銭分任出 納員	母子福祉資金償還金、父子福 祉資金償還金及び寡婦福祉資 金償還金の収納に関するこ と。	

する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(4)・(5) [略]

(6) 令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結するとき。

(7) [略]

(8) 国、地方公共団体又は出資法人等と契約を締結するとき。

(9) [略]

(10) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(検査員の一般的職務)

第 112条 [略]

2～5 [略]

6 検査員（知事から委託を受けた検査員を除く。）は、前項の規定にかかわらず、1回の支払の額が100万円未満のものについては、債権者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印してこれに代えることができる。

(見積書)

第 138条 [略]

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 官報、新聞、雑誌、法規追録等の定期刊行物又は書籍、図鑑等を購入するとき。

(4) 収入印紙、収入証紙又は郵便切手類を購入するとき。

(5)・(6) [略]

別表第2（第4条関係）かに置く出納員

出先機関名	職名
[略] 衛生環境研究所 [略]	[略]

別表第3（第7条関係）

本庁会計課の 出納員	[略]	[略]
	医療業務課の 金銭分任出納 員	[略]
	こども家庭課 の金銭分任出 納員	1 母子福祉資金償還金、父 子福祉資金償還金及び寡婦 福祉資金償還金の収納に関 すること。 2 児童扶養手当の過払等に 係る返還金の収納に関する こと。

[略]		[略]	
[略]		[略]	
県立こども療育センターの出納員	[略]	県立こども療育センターの出納員	[略]
		計量検定所の出納員	計量検定所の金銭分任出納員
		計量検定所に属する定期検査手数料の収納に関すること。	
[略]		[略]	
県立高鍋農業高等学校の出納員	[略]	県立高鍋農業高等学校の出納員	[略]
県立高原高等学校の出納員	県立高原高等学校の金銭分任出納員	県立高原高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。	
[略]		[略]	
別表第10 (第 152条の 2 関係)		別表第10 (第 152条の 2 関係)	
主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名	主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]		[略]	
衛生管理課	食肉衛生検査所	衛生管理課	食肉衛生検査所 動物愛護センター
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号イの改正規定並びに第44条第1項の改正規定（「本条」を「この条」に、「代金」を「代金に」に改める部分に限る。）並びに第54条第2項第7号、第77条の3、第100条第2項各号列記以外の部分及び第138条第2項各号列記以外の部分の改正規定並びに別表第3 県立高原高等学校の出納員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第16号

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可の申請)

第3条 法人は、法第23条第1項の料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の額の設定の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- (4) 料金の上限の変更をしようとする場合にあっては、その理由

(中期計画の認可の申請等)

第4条 法人は、法第26条第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。



(中期計画の記載事項)

第5条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 積立金の使途
- (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第6条 法第27条第1項前段に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、同項に規定する認可中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第7条 法人は、法第28条第1項の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該年度計画に係る事業年度の終了後3月以内に宮崎県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第8条 法人は、法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書において、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(財務諸表等)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

2 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金の使途に係る承認の手続)

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項の剰余を生じた事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に関する承認の手続)

第12条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度終了後において、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、当該最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第13条 法人は、法第40条第6項の規定によりその剰余の額を納付しなければならないときは、当該納付する額(以下「納付金」という。)の計算書に、剰余を生じた事業年度が属する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、同条第2項の規定により添付した書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、剰余を生じた事業年度が属する中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第14条 法人は、法第41条第1項ただし書又は第2項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により、公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例（平成29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）第2条に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）につき認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等しようとする場合にあっては、適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等を行っても法人の業務運営上支障がない旨及びその理由  
(重要な財産を除く財産の処分等に係る協議)

第16条 法人は、所有する財産（条例第1条及び第2条に規定する重要な財産を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部の処分等しようとするときは、あらかじめ前条各号に掲げる事項を記載した書類を知事に提出し、協議しなければならない。ただし、処分等しようとする年度当初における帳簿価格が50万円未満の財産については、この限りでない。  
(会計処理の特例)

第17条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 法人は、前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

第18条 知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下「除去費用等」という。）について、除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画に係る認可の申請については、第4条第1項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後3月以内に」とする。
- 3 法人の成立の際に法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第17条第1項の規定による指定があったものとみなす。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和35年宮崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(合格証書)</p> <p>第2条 知事は、調理師試験に合格した者に対して、調理師試験合格証書（別記様式第3号）を交付する。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(試験委員)</p> <p>第4条 調理師試験に関する事務を行わせるため、調理師試験委員若干人を置く。</p> <p>2 前項の委員は、試験の都度、県職員又は調理に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(調理師名簿等の様式)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる名簿又は申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第5条第1項の調理師名簿 別記様式第4号</p> <p>(2) 調理師法施行令（以下「政令」という。）第11条第2項及び第13条第2項の申請書 別記様式第5号</p> <p>(3) 政令第12条に規定する申請書 別記様式第6号</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条 次の各号に掲げる名簿又は申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法第5条第1項の調理師名簿 別記様式第3号</p> <p>(2) 調理師法施行令（以下「政令」という。）第11条第2項及び第13条第2項の申請書 別記様式第4号</p> <p>(3) 政令第12条に規定する申請書 別記様式第5号</p>

(4) 政令第14条第2項の申請書 別記様式第7号  
第7条 [略]

(4) 政令第14条第2項の申請書 別記様式第6号  
第5条 [略]

別記様式第3号を削る。

別記様式第4号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の調理師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第18号

##### 宮崎県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県水源地域保全条例施行規則(平成26年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(土地の所有権等の移転等の届出)	(土地の所有権等の移転等の届出)
第8条 [略]	第8条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 条例第10条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	4 条例第10条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合	(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
ア 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第9条第2号に掲げる森林整備法人	ア 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に掲げる森林整備法人
イ 独立行政法人森林総合研究所	イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構
ウ [略]	ウ [略]
(2) 条例第10条第1項第4号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合	(2) 条例第10条第1項第4号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合
ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。)が行う同項第9号に規定する電気事業(以下「電気事業」という。)に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備(これらに類する設備を含む。)の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理	ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。)が行う同項第16号に規定する電気事業(以下「電気事業」という。)に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備(これらに類する設備を含む。)の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理
イ・ウ [略]	イ・ウ [略]
5 [略]	5 [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条第4項第2号アの改正規定は、公布の日から施行する。

県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第19号

##### 県立農業大学校規則の一部を改正する規則

県立農業大学校規則(昭和59年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 <u>農学部</u> [略]</p> <p>第 3 章・第 4 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(農学部及び農業総合研修センターの設置)</p> <p>第 2 条 大学校に<u>農学部及び農業総合研修センター</u>を置き、その教育及び研修の内容は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">教育及び研修の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農学部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 <u>農学部</u></p> <p>(<u>学科及び専攻の設置</u>)</p> <p>第 3 条 <u>農学部</u>に<u>農学科及び畜産学科</u>を置き、それぞれに置く専攻は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(修業年限及び入校定員)</p> <p>第 4 条 <u>農学部</u>の修業年限は、2 年とし、入校定員は、1 学年当たり 65 人とする。</p> <p>(学年)</p> <p>第 5 条 <u>農学部</u>の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(休業日)</p> <p>第 6 条 <u>農学部</u>において授業を行わない日 (以下「休業日」という。) は、次のとおりとする。ただし、大学校の校長 (以下「校長」という。) は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(授業科目及び単位数)</p> <p>第 7 条 <u>農学部</u>の授業科目及び進級又は卒業に必要な授業科目の単位数 (以下「単位数」という。) は、知事の承認を得て校長が別に定める。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第 8 条 <u>農学部</u>に入学できる者は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 90 条第 1 項に規定する者とする。</p> <p>(入学希望の手続)</p> <p>第 9 条 <u>農学部</u>に入学を希望する者は、入学願書 (別記様式第 1 号) に高等学校若しくは中等教育学校の調査書又は入学資格を有することを証明する書面を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>様式第 2 号 (第 11 条関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">本 人 住 所</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">保証人 住 所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 3 号 (第 13 条関係)</p> <p>[略]</p>	区分	教育及び研修の内容	農学部	[略]	[略]		[略]			本 人 住 所			氏 名		㊟		保証人 住 所				氏 名		㊟	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 <u>学科</u> [略]</p> <p>第 3 章・第 4 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(<u>学科及び農業総合研修センターの設置</u>)</p> <p>第 2 条 大学校に<u>農学科及び畜産学科</u> (以下「学科」という。) 並びに<u>農業総合研修センター</u>を置き、その教育及び研修の内容は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">教育及び研修の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農学科 畜産学科</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 <u>学科</u></p> <p>(<u>専攻</u>)</p> <p>第 3 条 <u>学科</u>に置く専攻は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(修業年限及び入校定員)</p> <p>第 4 条 <u>学科</u>の修学年限は、2 年とし、入校定員は、1 学年当たり 65 人とする。</p> <p>(学年)</p> <p>第 5 条 <u>学科</u>の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(休業日)</p> <p>第 6 条 <u>学科</u>において授業を行わない日 (以下「休業日」という。) は、次のとおりとする。ただし、大学校の校長 (以下「校長」という。) は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(授業科目及び単位数)</p> <p>第 7 条 <u>学科</u>の授業科目及び進級又は卒業に必要な授業科目の単位数 (以下「単位数」という。) は、知事の承認を得て校長が別に定める。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第 8 条 <u>学科</u>に入学できる者は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 90 条第 1 項に規定する者とする。</p> <p>(入学希望の手続)</p> <p>第 9 条 <u>学科</u>に入学を希望する者は、入学願書 (別記様式第 1 号) に高等学校若しくは中等教育学校の調査書又は入学資格を有することを証明する書面を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>様式第 2 号 (第 11 条関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">本 人 住 所</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">保護者 住 所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">保証人 住 所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第 3 号 (第 13 条関係)</p> <p>[略]</p>	区分	教育及び研修の内容	農学科 畜産学科	[略]	[略]		[略]			本 人 住 所			氏 名		㊟		保護者 住 所				氏 名		㊟		保証人 住 所				氏 名		㊟
区分	教育及び研修の内容																																																						
農学部	[略]																																																						
[略]																																																							
[略]																																																							
		本 人 住 所																																																					
	氏 名		㊟																																																				
	保証人 住 所																																																						
	氏 名		㊟																																																				
区分	教育及び研修の内容																																																						
農学科 畜産学科	[略]																																																						
[略]																																																							
[略]																																																							
		本 人 住 所																																																					
	氏 名		㊟																																																				
	保護者 住 所																																																						
	氏 名		㊟																																																				
	保証人 住 所																																																						
	氏 名		㊟																																																				

<p style="text-align: center;">学 部 科 年 本 人 氏 名 ⑩</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号 (第13条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">学 部 科 年 本 人 氏 名 ⑩</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">科 年 本 人 氏 名 ⑩</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号 (第13条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">科 年 本 人 氏 名 ⑩</p> <p>[略]</p>
--	--

別記様式第 5 号中「繼補給」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則 (平成10年宮崎県規則第35号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>衛生環境研究所 看護大学 [略]</p> </div> <p>別表第 3 (第 3 条関係)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>収入印紙、郵便切手、郵便はがき、収入証紙</u>その他の公定価格の定めのあるもの</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 財務規則第61条第 5 号に規定する物品のうち即時支払を必要とするもの</p> <p>9～19 [略]</p> <p>20 <u>家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第 3 条の 2 第 2 項の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるにあたり、緊急に購入が必要となるもの</u></p> <p>21・22 [略]</p> <p>別記様式 (第 4 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">総務事務センター課長 (県税・総務事務所長)</p> <p>[略]</p>	<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>衛生環境研究所 [略]</p> </div> <p>別表第 3 (第 3 条関係)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>収入印紙、収入証紙又は郵便切手類</u>その他の公定価格の定めのあるもの</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 財務規則第61条第 7 号に規定する物品のうち即時支払を必要とするもの</p> <p>9～19 [略]</p> <p>20 <u>家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第 3 条の 2 第 3 項の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるにあたり、緊急に購入が必要となるもの</u></p> <p>21・22 [略]</p> <p>別記様式 (第 4 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">物品管理調達課長 (県税・総務事務所長)</p> <p>[略]</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の20の項及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の物品の購入等の事務に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

